



# 中国における独占禁止新法令と独禁法違反 —独占協定、市場支配的地位濫用を中心に

**Q** 独禁法の最新動向として、2019年9月1日、国家市場監督管理総局より公布されていた「独占協定の禁止に関する暫定規定」、「市場支配的地位濫用行為の禁止に関する暫定規定」、「行政権力の濫用により競争を排除、制限する行為の防止に関する暫定規定」が施行されました。中国では、それ以前の独禁法の執行権限は商務部（事業者結合審査を担当）、国家發展改革委員会（価格独占規制を担当）および国家工商行政管理総局（非価格独占行為の規制などを担当）の3機関に分散されていましたが、18年4月、「国家市場監督管理総局」の下位機関として「独禁局」が新設され、独禁法の執行権限はこの独禁局の下に統合されることとなりました。この組織改革を受け、従来の独禁法関連法令の整理・統合を最大の目的として制定されたのが、これら3つの暫定規定であると思われます。

一方、独禁法は、08年8月1日の施行から10年以上が経過しており、国家市場監督管理総局独禁局の呉振国局長は19年8月30日の記者会見で、同法の施行から独占協定事件に関しては179件、市場支配的地位濫用事件に関しては61件の調査処分が行われたことを明らかにしました。

以上のような事情から、今回の3つの暫定規定には独占協定、市場支配的地位濫用についてどのような規定が定められているのか、中国における独占協定、市場支配的地位濫用事件にはどのような特徴や傾向がみられ、また、日本企業はどのように対応すべきでしょうか。

## A 1. 独占協定、市場支配的地位濫用に関する新規定の概要

### (1) 独占協定の禁止に関する暫定規定

この規定は、主に次のような形で、独占協定の認定方法および法執行の手続を明確化しました。

- ①競争関係がある事業者間の独占協定（横の独占協定）、事業者とその取引相手との独占協定（縦の独占協定）それぞれの態様を列挙するとともに、当局が「その他協定行為」の認定に際して考慮すべき要素を詳述。
- ②非価格の縦の独占協定について、協定行為自体が違法ではなく、競争を排除・制限する効果の観点から判断するとの原則を導入。
- ③独占協定の除外事由につき、事業者によるその立証、当局によるその認定に際して考慮すべき要素などを詳細に提示。
- ④リニエンシー制度につき、重要な証拠をもって自発的にその申請を行った3番目の事業者まで、1番目は80%以上、2番目は30～50%、3番目は20～30%の課徴金減額を行うものと詳細に定めるなど、リニエンシー制度の明確な運用ルールを確立。

### (2) 市場支配的地位濫用行為の禁止に関する暫定規定

この規定は、主に次のような形で、市場支配的地位濫用行為の認定・処理につき明確化しました。

- ①市場支配的地位の認定に際して考慮すべき要素を細分化し、特にインターネット、知的財産権分野における当該地位の要素を明示。
- ②正当な理由なき不公正な高価での商品販売、不公正な低価での商品購入など、市場支配的地位濫用行為6類型を具体的に列挙するとともに、これらの行為の免責事由となりうる「正当な理由」についても規定。
- ③市場支配的地位の濫用に対する行政罰とこれに付するための手続、課徴金の金額確定にあたり考慮すべき要素などのほか、事業者において行政命令の遵守を証明すれば行政罰が軽減される旨を明記。

## 2. 独占協定事件、市場支配的地位濫用公開事件の特徴

筆者が処罰の詳細が公表されている独占協定事件、市場支配的地位濫用事件を取りまとめたところ、19年9月末までに公表があったものとして、独占協定事件103件（うち、横の独占協定80件、縦の独占協定23件）、市場支配的地位濫用事件45件が確認されました。以下、これらそれぞれの事件の特徴につき検討していきます。

### (1) 横の独占協定事件

今回把握しえた関連事件80件のうち、競争関係にある事業者間において商品価格を維持・変更する価格関連の事件が46件、非価格関連の事件が34件に上り、前者のほうが後者を若干上回りましたが、後者の事件の中では、販売市場あるいは原材料調達市場を分割する事例が半数以上を占めました。

横の独占協定となる態様としては、ほとんどの事件において、業界団体の会議や同業他社との会席の場で競争関係にある事業者間の協議が行われ、価格カルテル等が締結されるという経緯をたどっています。特にご注意いただきたいのは、独占協定の締結・実施において主導的役割を果たした事業者のみならず、特に異議を申し立てることなく単にその協定に従っただけの事業者も、行政処罰の対象となりうる点が挙げられます。例えば、16年のエスタゾラム薬品カルテル事件でも、価格カルテルに黙示的に同調し値上げを行った事業者が、他の事業者より軽い処罰であったとはいえ、罰せられました。

また、広大な中国の地域差から、中国各省（直轄市、自治区を含む）ごと、独禁法施行の頻度や重点領域に明確な差異が生じており、浙江省、湖南省、広東省では横の独占協定行政処罰事件が7件以上公表されているのに対し、湖北省、黒龍江省、甘肅省、青海省、福建省、チベット自治区等においては、1件も見受けられません。

他方、関連事件80件のうち、国の独禁法執行機関による処罰事例は6件にとどまり、件数としては決して多いとはいえませんが、液晶パネルメーカー6社の価格独占協定の事件（13年）

# 行為に対する行政処罰

金杜法律事務所 (King&Wood Mallesons) 中国弁護士  
中国政法大学大学院 特任教授 劉新宇

や日本の自動車部品メーカー等 12 社の価格独占協定の事件 (14 年)、PVC (ポリ塩化ビニル樹脂) 価格独占協定の事件 (17 年) など、外国企業が関連し、あるいは全国的に影響を及ぼした重大事件ばかりです。

最後に、業種に関しては、建設材料、自動車、保険、医薬品などが当局による取締りの重点とされているほか、化学品、運送、製紙、花火製造業に属する企業の処罰事例もあり、消費者の生活と密接に関連する分野の企業が多数罰せられています。

## (2) 縦の独占協定事件

これまで公表されている縦の独占協定調査・処罰の事例はいずれも価格関連 (転売価格の固定・制限) の事件ですが、法令上は、価格と関わらない「その他國務院独禁法執行機関が認定した独占協定」が縦の関係の事業者間で締結され、処罰の対象となることも考えられます。この点、今回の暫定規定の 1 つである「独占協定の禁止に関する暫定規定」は、その 13 条において、非価格独占協定の違法性の判断にあたっては、競争を排除制限する効果を証明しなければならぬものと定めていますが、実務上、その証明はそれほど容易ではありませんので、今後において処罰対象となる縦の独占協定も、価格関連の事件が依然としてその中心になるものと予想されます。

こちら地域、業種の観点から検討してみますと、まず、関連事件 23 件のうち、上海市の処罰事例がそのほぼ半数を占める 11 件に上り、他の省の事件は計 8 件、残り 4 件は国の独禁法執行機関による処罰事例となっています。このように、公表されている限り、多くの省においては縦の独占協定を処罰した事例は一件もなく、それに関する独禁法の運用は、今なお一部の地域にとどまっています。

次に、業種別に分けると、自動車関連の事件が最多の 8 件で、これには例えば、19 年に一時話題となった某外資系完成車メーカーが重慶市の販売店の最低価格を制限したとして、重慶地域での前年度的全製品売上高の 4%にあたる約 1.6 億元の過料を科された事件などがありました。それに次ぐのが医薬品関連の調査・処罰事件 3 件であり、縦の独占協定事件で処罰されているのも、消費者の生活と密接に関わる分野の企業といえます。

なお、これら各事件の行政調査処罰決定書に記載された処罰の理由に着目してみますと、処罰対象となった企業の多くは、販売店契約 (Distributor agreement) を通じてその販売店から第三者への再販売価格を固定し、又は第三者への再販売商品の下限に制限を設けたために罰せられました。自動車、医薬品、化粧品、家電などの業界には、販売店契約によってこのような価格制限を行う商習慣が見受けられますが、中国独禁法のみならず、自動車販売管理弁法等の法令においてもそれは禁止されていますので、リスクヘッジの視点から、販売店契約における価格制限条項は修正すべきと思われます。

## (3) 市場支配的地位濫用事件

市場支配的地位の濫用行為について、中国独禁法 17 条によりますと、価格と関連する行為 (正当理由なき不公正な高値での商品販売、不公正な廉価での商品購入、原価に満たない価格での商品販売)、それと関連しない行為 (取引相手の制限、抱合せ販売、その他不合理な取引条件の附加など) の 2 類型があり、公表されている関連事件 45 件のうち、価格関連事件は 7 件、非価格関連事件は 38 件に上ります。

また、業種別にみますと、給水、ガス、医薬、通信、電力など、市場集中度が高く、消費者の生活とますます密接な業種の企業が調査・処罰の対象となっています。

## 3. 今後の傾向

既述のように、独占協定事件、市場支配的地位濫用事件には地域、業種の観点からの特徴がそれぞれ見受けられますが、今回の 3 つの暫定規定の施行に伴う今後の傾向として、次のことが予想されます。

第 1 に、法執行機関の統一により、価格・非価格の限界がさらに曖昧となり、販売地域、販売数量などの非価格独占行為が行われた場合には、従来のように価格独占行為ばかりでなく、これら非価格独占行為の競争制限効果にも注意が及ぶようになり、処罰の可能性が高くなります。

第 2 に、省によっては、独禁法処罰事例が稀有又は皆無との状況がこれまで続いてきましたが、今後においては、各地の法執行機関の独禁法に対する意識が深まり、処罰事例がこれまでよりも広範囲で増えていきます。

第 3 に、これまで法施行の重点とされてきた医薬、食品、水道電気、自動車などに加え、近い将来においては、デジタル・プラットフォーム、インターネット配車サービス等のインターネット関連の企業も調査・処罰を受けるようになり、消費者の生活と密接な業種がますます規制対象として増えていくでしょう。

最後に、法執行機関が法運用の経験を重ね、企業側も独禁法になじんでいくことにより、法的救済措置の利用が今後活発化していくものと期待されます。

## 4. おわりに

冒頭で触れましたように、独禁法執行機関たる「独禁局」の新設、今回の 3 つの暫定規定の施行により、中国においては、これまで公表されている多くの事件以上に、独占協定行為、市場支配的地位濫用行為に対する規制がますます強化されていくものと思われます。したがって、各企業においては、独禁法の観点からもコンプライアンスの維持・強化に努める必要があり、その一環として、社内教育・外部研修により従業員の独禁法に関する知識を深めていくこと、内部監査・内部通報などを通じて社内の違法行為を早期に発見する体制を構築するほか、万が一、行政調査が入る事態となった場合に備えた対策として、専門家による協力の下、リニエンシー制度、承諾調査中止制度を活用した対応も行いうる危機管理、調査対応の社内制度を整えておくことが望まれます。